

令和 7 年第 3 回（9 月）大郷町議会臨時会会議録第 1 号

令和 7 年 9 月 4 日（木）

応招議員（12名）

1番 鈴木 安則 君	2番 赤間 繁幸 君
3番 鎌田 晓史 君	4番 鈴木 利博 君
5番 赤間 則幸 君	6番 佐々木 和夫 君
7番 鈴木 恵子 君	8番 金須 新一 君
9番 田中 三恵子 君	10番 热海 文義 君
11番 高橋 重信 君	12番 石垣 正博 君

出席議員（12名）

応招議員と同じ

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

副町長	金須 豊洋 君	教育長	鳥海 義弘 君
総務課長	熊谷 有司 君	財政課長	菅野 直人 君
まちづくり政策課長	高橋 優 君	復興推進課長	武藤 亨介 君
復興推進課技監	櫛濱 学 君	税務課長	片倉 剛 君
町民課長	千葉 昭 君	保健福祉課長	小野 純一 君
農林振興課長	本間 文二 君	商工観光課長	武田 力也 君
地域整備課長	遠藤 歩 未君	上下水道課長	赤間 良悦 君
会計管理者	伊藤 義継 君	学校教育課長	角田 倫明 君
社会教育課長	齋藤 正智 君		

事務局出席職員氏名

事務局長 三浦 光 次長 千葉 真弓 主事 高橋 映瑠

議事日程第 1 号

令和 7 年 9 月 4 日（木曜日）午前 10 時開会

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3	会期の決定
日程第 4	議長の選挙
日程第 5	議席の一部変更
日程第 6	常任委員の選任
日程第 7	議長の常任委員の辞任
日程第 8	議会運営委員の選任
日程第 9	報告第 8 号 専決処分の報告について
日程第 10	報告第 9 号 繰越明許費繰越計算書の訂正について
日程第 11	同意第 1 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

本日の会議に付した案件

議事日程と同じ

午 前 10 時 00 分 開 会

臨時議長（高橋重信君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより令和 7 年第 3 回大郷町議会臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入る前に、新議員の紹介をいたします。

去る 8 月 31 日に執行されました大郷町議会議員補欠選挙において当選されました鈴木安則議員を紹介いたします。

新議員の挨拶を頂戴いたします。

1 番（鈴木安則君） 皆さんおはようございます。

今紹介いただきました鈴木安則でございます。昭和 33 年生まれの今年 67 歳になります。現在中粕川在住でございます。長いこと消防団をやっておりまして、財団中は、職員の皆さん、また議会議員の皆さんに大変お世話になり、ありがとうございました。9 月から議員となり、大郷町のために微力ながら尽くしたいと思いますので、何卒一つよろしくお願ひいたします。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いします。

臨時議長（高橋重信君） ここで、副町長より御挨拶をいただきます。

副町長（金須豊洋君） 皆さん、おはようございます。

臨時議会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

初めに鈴木安則議員におかれましては、この度の町議会議員補欠選挙

において、見事当選の栄に浴されました。改めて心よりお祝いを申し上げます。これから約2年間、議会制民主主義の原点に立ち、町民の福祉向上、町政のさらなる発展のために大いに御活躍されますことを御期待申し上げます。

さて、9月に入り、季節は秋となりましたが、連日、夏を思わせるような暑い日が続いております。議員の皆さんには、体調管理に十分御留意いただき、御活躍いただきたいと存じます。本町の水田も、稲刈りの時期を間近に控え、稲穂も黄金色に色づいてまいりました。本日、台風15号が発生したとの情報もございますが、影響がなく、刈り取りまで天候に恵まれ、豊作になることを御祈念申し上げます。

そのような中、本日ここに令和7年度第3回大郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さんにおかれましては、公私ともに御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。本日御提案申し上げます議案の概要を申し上げます。人事案件として、監査委員の辞任に伴う選任同意が1件。報告関係では、令和7年度一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告について及び令和6年度一般会計の繰越明許費繰越計算書の訂正についてを上程いたします。繰越明許費繰越計算書につきましては、度重なる訂正となったことについて、私よりお詫び申し上げます。

以上、御提案させていただきます議案の詳細につきましては、後ほど、人事案件につきましては私から、報告案件につきましては、担当課長より御説明いたしますので、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

臨時議長（高橋重信君） 以上で副町長の挨拶を終わります。

日程第1 議席の指定

臨時議長（高橋重信君） 日程第1、議席の指定を行います。

会議規則第3条第3項の規定により、1番鈴木安則議員、2番赤間繁幸議員、3番鎌田暁史議員、4番鈴木利博議員、5番赤間則幸議員、6番佐々木和夫議員、7番鈴木恵子議員、8番金須新一議員、9番田中三恵子議員、10番熱海文義議員、11番石垣正博議員、12番高橋重信議員に指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

臨時議長（高橋重信君） 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、1番鈴木安則議員及び2番赤間繁幸議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

臨時議長（高橋重信君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（高橋重信君） 異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第4 議長の選挙

臨時議長（高橋重信君） 日程第4、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（高橋重信君） ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に1番鈴木安則議員及び2番赤間繁幸議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

臨時議長（高橋重信君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（高橋重信君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

臨時議長（高橋重信君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼〕

〔各議員投票〕

臨時議長（高橋重信君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（高橋重信君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。鈴木安則議員及び赤間繁幸議員の立ち会いをお願いします。

[開 票]

臨時議長（高橋重信君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票のうち

熱海文義議員 4票

石垣正博議員 8票

以上のとおりであります。

選挙の法定得票数は3票です。よって、石垣正博議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開錠]

臨時議長（高橋重信君） ただいま議長に当選されました石垣正博議員が議場におられます。会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

この際、議長に当選されました石垣正博議員、登壇の上、御挨拶をお願いいたします。

[議長登壇、挨拶]

議長（石垣正博君） 皆さん、おはようございます。

初めての議長職、本当に身の締まる、そのような思いがして、今聞いてございました。この議長職についての役割については、9月2日の全員協議会において、皆さんにお話をした通りでございます。やはりこの議会の議場においては、この会議の流れがスムーズにいくことだと思います。そのためには、やはりこの対話というものについて、理解をし、さらには納得をして、そしてこの議事で、しかりとしたのを立ち上げていくのが大事なのかなとするように思います。ぜひですね、これまでにいろいろ議会を経験いたしまして、大声をあげたり、あとはいろいろなことがあったわけでございますので、そういうものはないようにですね、しっかりと議会をこの進行させていくよう努力したいと思います。なにせ、初めての議長職ということでございまして、うまくいかない、初めはですね、うまくいかない時もあるかと思いますが、皆さまのこの寛容

な気持ちで御支援を賜ればと、そのように思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

臨時議長（高橋重信君） これで、臨時議長の職務は終わりました。御協力ありがとうございました。

石垣正博議員、議長席にお付き願います。

〔臨時議長降壇〕

〔議長登壇〕

日程第5 議席の一部変更

議長（石垣正博君） これから議事につきましては、既に配付をいたしております議事日程に従って進めてまいりたいと思います。

日程第5、議席の一部変更を行います。

今回の議長の選挙に伴い、議席は、会議規則第3条第3項の規制により議席の一部を変更をいたします。その変更は議長において、指定をいたします。

議会運営に関する基準に従い、議長の議席を最終番、副議長の議席を最終2番にそれぞれ指定し、議員諸君の氏名とその指定した議席番号を事務局長に朗読をさせます。

議会事務局長（三浦 光君）

1番 鈴木 安則 議員	2番 赤間 繁幸 議員
3番 鎌田 曜史 議員	4番 鈴木 利博 議員
5番 赤間 則幸 議員	6番 佐々木 和夫 議員
7番 鈴木 恵子 議員	8番 金須 新一 議員
9番 田中 三恵子 議員	10番 热海 文義 議員
11番 高橋 重信 議員	12番 石垣 正博 議員

議長（石垣正博君） ただいま朗読したとおり議席の指定をいたします。

この際、暫時休憩をいたしたいと思います。休憩に入ります。

午前 10時22分 休憩

午前 10時23分 開議

議長（石垣正博君） 議席の入れ替えが終わりましたので、このまま続行いたしたいと思います。常任委員の選任についてでございます。

日程第6 常任委員の選任

議長（石垣正博君） 日程第6、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により、鎌田暁史議員、佐々木和夫議員、鈴木恵子議員、熱海文義議員、石垣正博議員、高橋重信議員の以上6名を総務産業常任委員に。鈴木安則議員、赤間繁幸議員、鈴木利博議員、赤間則幸議員、金須新一議員、田中三恵子議員の以上6名を教育民生常任委員に。鈴木安則議員、赤間繁幸議員、鎌田暁史議員、鈴木恵子議員、田中三恵子議員、高橋重信議員の以上6名を広報常任委員にそれぞれ指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（石垣正博君） 異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました以上の諸君は、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。この際、暫時休憩といたします。よろしくお願ひします。

休憩中に各常任委員会を開催し、委員会条例第6条の規定により、委員長及び副委員長を互選願います。

なお、各常任委員会開催の場所は、総務産業常任委員会は第2委員会室、教育民生常任委員会は第3委員会室とし、広報広聴常任委員会は総務産業常任委員会、教育民生常任委員会の委員長、副委員長選任後に第3委員会室において互選をお願いいたします。

では、暫時休憩といたします。

午前 10時26分 休憩

午前 10時34分 開議

議長（石垣正博君） 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

各常任委員の委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。

総務産業常任委員長に鎌田暁史議員、副委員長に鈴木恵子議員、教育民生常任委員長に田中三恵子議員、副委員長に金須新一議員、広報広聴常任委員長に高橋重信議員、副委員長に鎌田暁史議員、以上のとおりそれぞれ選任をされました。

日程第7 議長の常任委員の辞任

議長（石垣正博君） 日程第7、議長の常任委員の辞任の件を議題といたします。

議会運営に関する基準に従いまして、議長の常任委員を辞任したいと思います。

一身上に關することであり除斥に該当いたしますので、この際、副議長と交代をいたします。

〔議長退場〕

〔副議長登壇〕

副議長（高橋重信君） 議長と交代いたしましたが、引き続き議事を続けます。

お諮りいたします。議長の常任委員の辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（高橋重信君） 異議なしと認めます。よって、議長の常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

議長の入場を許します。

〔議長入場〕

副議長（高橋重信君） 議長と交代いたします。

〔副議長降壇、議長登壇〕

日程第8 議会運営委員の選任

議長（石垣正博君） 日程第8、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第5条第2項の規定により、赤間繁幸議員、鎌田暁史議員、鈴木利博議員、鈴木恵子議員、田中三恵子議員、高橋重信議員の以上6名を議会運営委員に指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） 異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました以上の諸君を、議会運営委員に選任することに決定をいたしました。

この際、暫時休憩といたします。

休憩中に議会運営委員会を開催し、委員会条例第6条の規定により、委員長及び副委員長を互選願います。

なお、開催の場所は第3委員会室といたします。

それでは、暫時休憩いたします。

午 前 10時41分 休 憇

午 前 10時45分 開 議

議長（石垣正博君） 休憩前に引き続きまして、会議を開催いたします。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を御報告いたします。

委員長に鈴木利博議員、副委員長には赤間繁幸議員、以上のとおり選任されました。

日程第 9 報告第 8 号 専決処分の報告について

日程第 10 報告第 9 号 繰越明許費繰越計算書の訂正について

議長（石垣正博君） 次に日程第 9、報告第 8 号 専決処分の報告について、

日程第 10、報告第 9 号 繰越明許費繰越計算書の訂正についてを一括議題といたします。

提出者から、報告第 8 号及び報告第 9 号の報告を求めます。財政課長。

財政課長（菅野直人君） 皆さん、おはようございます。

それでは、報告第 8 号専決処分の報告について御説明申し上げます。

議案書の 1 ページをお開き願います。

報告第 8 号 専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度大郷町一般会計補正予算（第 3 号）について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 7 年 9 月 4 日 提出

大郷町長 田 中 学

続きまして 2 ページをお開き願います。

専決第 6 号 専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記

令和 7 年度大郷町一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年 8 月 6 日 専決

大郷町長 田 中 学

続きまして 5 ページをお開き願います。

専決第 6 号 令和 7 年度大郷町一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度大郷町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第 1 条 規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 415 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 56 億 8,260 万 2,000 円とする。

第2項 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和7年8月6日 専決

大郷町長 田 中 学

まず、補正予算の概要について御説明申し上げます。

今回の補正予算については、8月26日告示、8月31に投開票が行われました。町議会議員補欠選挙にかかる執行予算で、選挙準備のため早急に計上する必要が生じ、地方自治法第180条第一項の規定により、8月6日付で専決処分を行ったものでございます。

続きまして6ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正により、款項にて内容を御説明いたします。

まず、歳入です。第19款繰入金第1項基金繰入れ金415万円の増額補正です。全額財政調整基金繰入金になります。歳入補正額合計415万円の増額となります。

7ページをお開き願います。

次に歳出です。第2款総務費第4項、選挙費415万円の増額補正です。

町議会議員補欠選挙は、町長選挙との同時選挙となつたため、追加で必要となる予算を計上したものでございます。内容としましては、選挙立会人並びに選挙委員会管理選挙委員管理委員会委員報酬のほか、各投票所1名配置増したことによる職員の時間外勤務手当、消耗品費、印刷製本費、ポスター、掲示板、設定撤去業務委託料。立候補者4名までを想定した選挙公営交付金等になります。歳出補正額合計415万円の増額です。補正前の予算額56億7,845万2,000円に歳入歳出それぞれ415円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ56億8,260万2,000円とするものです。

以上で報告第8号専決処分の報告について令和7年度一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

続きまして、議案書16ページをお開き願います。

報告第9号について御説明いたします。

報告第9号 繰越明許費繰越計算書の訂正について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき令和6年度大郷町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和7年9月4日 提出

大郷町長 田 中 学

繰越明許費繰越計算書につきましては、令和7年6月開催の第2回定期例会で御報告し、同月の第2回臨時会にて訂正の御報告をさせていただいておりましたが、第3回定期例会に提案予定の補正予算の地方債補正にあたり、再確認しましたところ、訂正箇所がありましたので、御報告させていただくものです。度重なる訂正となり、大変申し訳ございません。お詫び申し上げます。

それでは説明させていただきます。

17ページをお開き願います。

令和6年度大郷町一般会計繰越明許費繰越計算書訂正箇所のみ御説明いたします。第7巻土木費、第2項道路橋梁費。道路新設改良事業、1100万円。翌年度繰越額同額の財源内訳につきまして、一般財源728万5,000円と報告しておりましたが、過疎対策事業債を充てる計画としておりましたので、下線の通り未収入特定財源として地方債360万円一般財源368万5,000円に訂正するものです。町道柏木原小柳川線道路新設改良事業に係る測量設計業務委託料になります。合計繰越明許費3億3,887万6,000円翌年度繰越額3億3,822万1,000円。既収入特定財源5,111万9,000円。未収入特定財源のうち国庫支出金1億2,768万9,000円。県支出金ゼロ。地方債1億2,370万円。その他1,800万円一般会計3,391万3,000円に訂正するものです。以上で報告第9号令和6年度大郷町一般会計繰越明許費繰越計算書の訂正についての説明を終わります。

議長（石垣正博君） 以上で、報告第8号及び報告第9号の報告を終わります。

専決処分の報告でありますので、報告のみといたします。

日程第11 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めるについて

議長（石垣正博君） 次に日程第11、同意第1号 大郷町監査委員の選任につき同意を求めるについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、佐々木和夫議員の退場を求めます。

〔佐々木和夫君退場〕

議長（石垣正博君） 提出者から、提案理由の説明を求めます。副町長。

副町長（金須豊洋君） 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めるについてについて御説明申し上げます。

臨時議会議案書 18 ページをお開き願います。

同意第 1 号 大郷町監査委員の選任つき同意を求めるについて
下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律
第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 大郷町川内字上田布施畠 22 番地

氏 名 佐々木 和夫

生年月日 昭和 39 年 1 月 13 日

令和 7 年 9 月 4 日 提出

大郷町長 田中 学

佐々木氏の経歴書につきましては 19 ページから 20 ページのとおりで
ございますので、説明は省略させていただきます。御参考の上、選任に
ついて同意いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

議長（石垣正博君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） ほかにございませんね。ないようですので、これをもつ
て質疑を終了いたします。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準により、討論
は省略し、直ちに採決をいたします。

これより、同意第 1 号 大郷町監査委員の選任につき同意を求めるこ
とについてを採決を行います。この採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（石垣正博君） ただいまの出席議員は全員 11 名であります。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第 30 条第 2 項の規定によ
り、立会人に 3 番鎌田暁史議員、4 番鈴木利博議員を指名いたします。
投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石垣正博君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、
反対の方は「反対」と記載願います。なお、議会運営に関する基準第 118
条の規定により、白票は否決扱いとなります。

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） なしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石垣正博君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼〕

〔各議員投票〕

議長（石垣正博君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） なしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。鎌田暁史議員及び鈴木利博議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

議長（石垣正博君） 投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 11票

反対 0票

以上のとおり賛成多数であります。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉錠〕

議長（石垣正博君） 佐々木和夫議員の入場を許します。

〔佐々木和夫君入場〕

議長（石垣正博君） 以上をもって、本臨時会に付議されました事件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和7年第3回大郷町議会臨時会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午前 11時6分 閉会

上記の会議の経過は、事務局長 三浦 光の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

臨時議長

議長

署名議員

署名議員